

◎ 普通徴収で納める税額を例で示すと、次のとおりとなります。

(例 1 及び例 2 は、年金所得のみの方としています。)

【例 1】年金特別徴収初年度の方の 12 月及び翌年 2 月の引き落としが中止になった場合

[年税額]	普通徴収		年金特別徴収		
	第 1 期 (6 月)	第 2 期 (8 月)	10 月	12 月	翌年 2 月
60,000 円					
変更前	15,000 円	15,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
変更後	15,000 円	15,000 円	10,000 円	0 円	0 円

この場合は、12 月及び翌年 2 月に引き落としされる予定だった税額(計 20,000 円)を普通徴収の方法で納めていただきます。

【例 2】年金特別徴収 2 年目以降の方の 10 月、12 月及び翌年 2 月の引き落としが中止になった場合

[年税額]	年金特別徴収					
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	翌年 2 月
60,000 円						
変更前	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
変更後	10,000 円	10,000 円	10,000 円	0 円	0 円	0 円

この場合は、10 月、12 月及び翌年 2 月に引き落としされる予定だった税額(計 30,000 円)を普通徴収の方法で納めていただきます。